

東町々会会則

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、戸田市東町町会と称し、事務所を東町会館内に置く。

第 2 章 目的及び方針

第 2 条 本会は、東町住民が相互協力により福利の増進と生活文化の向上をはかることを目的とする。

第 3 章 事業

第 3 条 本会は、目的及び方針に基づいて次の事業を行う。
(1) 住民の福利増進と生活向上に関する事業
(2) 文化・社会教育・体育に関する事業
(3) 保健・衛生に関する事業
(4) 防犯、防災に関する事項
(5) その他必要な事業

第 4 章 会 員

第 4 条 本会は、戸田市東町に在住する世帯主をもって正会員とし、事業所を有する者をもって賛助会員とする。

第 5 章 組織及び構成

第 5 条 本会の組織及び構成を次のとおりとする。
複数世帯をもって組を構成し、数組をもって班を構成する。

第 6 章 役 員

第 6 条 本会の役員は、次のとおりとする。
(1) 会 長 会長は、選考委員会（会長経歴者を以て構成する）で人選し、理事会に計り総会の承認を求める。
(2) 副 会 長 若干名
副会長は会長が指名し、総会の承認を求める。
(3) 理 事 若干名
理事は、会員及び副会長の中から会長が推薦し、総会の承認を求める。
(4) 班 長 若干名
班長は、各組長の互選による。
(5) 監 事 2 名
監事は、会員の中から会長が指名し、総会の承認を求める。

- (6) 会 計 2 名
会計は、会員の中から会長が指名し、総会の承認を
求める。
- (7) 防 災 委 員 各班 1 名
各班で 1 名以上を互選による。
- (8) 衛 生 自 治 会 長 1 名
会長が任命し、総会の承認を求める。

※会長は、必要に応じて相談役をおくことができる。

第 7 条 役員は、満 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 8 条 役員は、次の会務を行う。

- (1) 会 長 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副 会 長 会長を補佐し、会長事故ある時は代理する。
- (3) 理 事 理事会を組織し、会則、規定、総会その他本会に関する一切の事項を企画審議する。
- (4) 班 長 班を代表し、定例会に出席する。
- (5) 監 事 本会の業務並びに会計を監査し、総会に報告する。
- (6) 会 計 金銭の出納その他一般会計業務を行う。

第 7 章 組 長

第 9 条 組長は、各組ごとに会員中より 1 名互選する。

第 8 章 会 議

第 10 条 会議は、定期総会、臨時総会、理事会並びに毎月の定例会に分け、定期総会は毎年 1 回 4 月に開き、次の事項を行う。理事会は、必要に応じて開くことができる。

1. 審議事項

- (1) 予算の審議、決算に関する事項
- (2) 役員選挙及び承認に関する事項
- (3) 事業計画の決定に関する事項
- (4) 会則の改廃に関する事項
- (5) その他必要と認めた事項

2. 臨時総会は次の場合、会長がこれを招集しなければならない。

- (1) 理事会で必要と認めた事項
- (2) 組長の半数以上の請求があったとき

3. 会議を請求する者は、議題とその理由を付して、会長に文書で提出しなければならない。

第 11 条 会議の議決は出席者の過半数で決する。

第 9 章 会 計

第 12 条 本会の経費は、会費・寄付金その他の収入をもってあてる。

- 第 1 3 条 会費は、総会において定め、班長が会計に納入する。
第 1 4 条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。
第 1 5 条 会計監査は、年1回行い、総会において報告しなければならない。

第10章 会則改廃

- 第 1 6 条 本会則の改廃は、総会の決議によらなければならない。ただし、本会則の細則については役員会で決定することができる。
- 第 1 7 条 (1) 本会則は、昭和42年6月17日より実施する。
(2) 本会則は、昭和49年4月27日より改正施行する。
(3) 本会則は、平成8年4月1日より改正施行する。
(4) 本会則は、平成11年4月17日より改正施行する。